

平成 20 年 7 月 29 日

バーゼル銀行監督委員会「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」に関する市中協議文書に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から今年 6 月 17 日に公表された市中協議文書「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」に対してコメントをする機会を与えられたことにまず感謝の意を表したい。

本件が検討されるにあたり、われわれは以下のコメントがバーゼル委員会における本原則の最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

今回の市中協議に付されている諸原則の内容は、銀行の流動性リスク管理に係る各国の監督実務の調査結果および昨年夏に始まった金融市場の混乱の経験を踏まえ、流動性管理についての諸原則についての見直しを行ったものと理解しており、われわれは、基本的には支持したい。

われわれのコメントは、内容の明確化を図るとともに、実務の実態にかんがみ、過度にハードルの高いものにすべきでないとの観点から意見を述べたものである。

特に、原則 4 における「すべての重要な業務について、流動性のコスト、便益及びリスクを織り込んだ上で、商品のプライシング、パフォーマンスの測定及び新商品の承認を行うべきである」に関しては、その趣旨は理解できるものの、バーゼル委員会の意図が、これを定量的（“quantitative”）に反映させること（“incorporate”）を求めているのであれば、再考いただきたい。流動性のコストを商品のプライシングやパフォーマンスに勘案させること（“reflect” or “consider”）の必要性は理解している。しかしながら、その反映にあたって、定量的に反映させる手法のみを規制当局のガイダンスとして示すのは、それ以外の方法（例えば、流動性リスクのガバナンスの観点から定性的に反映させる手法）を認めないことになり合理的ではないと考える。本原則の目的に照らし合

わせて、複数の選択肢が認められるよう、より柔軟な表現に修正することを求めたい。

【各 論】（各原則の順番に沿って記述）

原則 4：流動性リスク管理のガバナンス

銀行は、（オンバランスシート及びオフバランスシートの双方において）すべての重要な業務について、流動性のコスト、便益及びリスクを織り込んだ上で、商品のプライシング、パフォーマンスの測定及び新商品の承認を行うべきである。これにより、個々の業務部門におけるリスク選好と、それらの業務からもたらされる銀行全体の流動性リスク・エクスポージャーとの整合性が確保される。

○ プライシング・パフォーマンス測定への流動性コスト等の定量的反映

本コメントの「総論」部分でも述べたとおり、原則 4 の「全ての業務についてリスク・コスト等を織り込んだ上でプライシングや新商品承認を行うべきである」の記述については、再考いただきたい。

パラグラフ 6 においては、「本原則の適用は、銀行の規模、業務の性質及び活動の複雑さに見合ったものであるべき」とされている。このことから、個別行における実務や運営方法は、業務や投資の種類・地域特性・通貨種別・流動性クッションの有無などのリスク特性を踏まえ、個別行の実情に応じた実務や運営方法が認められているものと、われわれは理解している。

しかしながら、このままの原則 4 の表現では、流動性のコスト、便益およびリスクを「定量的に」織り込むといった選択肢以外には認められないと解釈される。このため、本原則の目的に照らし合わせて、複数の選択肢が認められるよう、より柔軟な表現にすることを求めたい。

原則 5：流動性リスクの測定及び管理

銀行は、流動性リスクを把握、測定、モニター及び統制する健全なプロセスを設定すべきである。本プロセスには、資産、負債及びオフバランスシート項目から生じるキャッシュフローを、複数の適切な期間にわたって総合的に見積もることのできる堅固な枠組みが含まれるべきである。

○ 流動性リスク管理実務上で考慮されるべき要因

パラグラフ 26 の「(流動性リスク管理実務上、考慮されるべき) 要因としては、次のものがある；流動性需要及び資金調達力の日中の変化に対する脆弱性。短期・中期（1年以内）の日々の流動性需要及び資金調達力。より長期の（1年超）基本的な流動性需要。」の下線部の意味を確認したい。

ここでは、流動性リスク管理の観点から「積み上げる」形で将来の資金ギャップを予測・管理するというよりも、むしろ、より広い ALM 的なリスク管理の意味で資金の運用・調達の構造的ギャップ（例：資産の平均満期 3 年、負債の平均満期 1 年）を予め把握・管理することを求めているものと理解してよいか確認したい。

○ コミットメント等の関連する潜在的なキャッシュフローの統制

パラグラフ 30 の「銀行は、オフバランスのコミットメントやその他の偶発的な負債に関連する潜在的なキャッシュフローを把握、測定、モニター及び統制 (*control*) すべきである。」の下線部の意味を確認したい。

例えば、コミットメントの上限枠を見直すことによっても、結果的にキャッシュフローがコントロールされることになる。このため、その上限枠の見直しでも本パラグラフで求めている目的が達成されると理解してよいか確認したい。

原則 8：流動性リスクの測定及び管理

銀行は、日中流動性ポジションとリスクを能動的に管理し、平常時においてもストレス状況下においても支払・決済債務を期限どおり履行することによって、支払・決済システムの円滑な運行に貢献すべきである。

○ 日中流動性ポジション管理における支払いの優先付け

パラグラフ 76 の「銀行は、(1) 期限の厳守を求められる支払いやその他の重要な支払いを特定して優先付けし(*and prioritise*)、予定通りの履行を確保すること…」の下線部について、表現を再考いただきたい。

大口資金の決済にあたっては、それに注意を払うことは理解できるものの、銀行間をまたがる大口取引については、個別行のみの判断で大口先のものから優先して決済することは現実的ではないと考える。むしろ、決済システム全体への影響が極力小さくなるように、例えば、決済システムの全ての参加行が同

じ優先順位をつけなければ意味がないと考える。したがって、決済システム全体としての観点を踏まえた表現に修正すべきである。

○ 日中流動性目標を達成するためのステップ（その1）

パラグラフ 78 の最後の文「銀行は、このプロセスの一助として、他の銀行を含む主要顧客に対し、それぞれの支払フローについて見通しを立てることを求めるべきである。」について、「必要な場合には」(as appropriate) 等の表現を追記していただきたい。

主要顧客の資金繰り見通しを全て把握して自らの資金繰りに活用することは、非常時における対応としては理解できるものの、平常時においては、現実的ではないと考える。このため、「必要な場合には」(as appropriate) の文言を書き添えていただきたい。

○ 日中流動性目標を達成するためのステップ（その2）

パラグラフ 78 では、国際的な銀行が、全ての通貨や地域の流動性について恒常的・一元的に把握すべきことを求めているわけではないこと、また、その銀行の取引内容や体制ごとに管理態勢（具体的には通貨や地域別に細分化）が構築されていることを求めていることを確認したい。

原則 13：情報開示

銀行は、定期的に情報開示を行い、市場参加者が銀行の流動性管理の枠組みの堅実さや流動性ポジションについて、情報に基づいた判断ができるようにすべきである。

○ 集中又は分散の構造の説明

パラグラフ 127 の「銀行は、資金調達業務、限度枠設定システム及びグループ内貸出しに関する戦略について、集中又は分散の構造を説明すべきである」の趣旨について確認したい。

ここでは、グループ内の流動性リスク管理体制について、「一極集中型」（1つの部署で集中的に流動性リスクを管理）、「分散型」（各拠点ごとに運用・調達のマッチングを分散して管理）のいずれであるかを定性的に示すことを求めていると理解してよいか確認したい。

○ 流動性ポジションの定量的情報の開示

パラグラフ 128 で求めている流動性ポジションの定量的情報（例：資金ギャップ）の開示については、資産・負債の前提条件の置き方により数値が大きく異なるうえ、機密情性格を有することから、慎重に検討すべきである。

各行における適切かつ主観的な前提を多く含む数値を開示しても、客観的な判断に資するような材料とはならず、企図した本質的な効果は期待できないうえ、開示することによって銀行が業務運営上、不利な立場に晒される恐れもある。また、各国、各行により資産・負債の適切な前提条件の置き方が一様ではない（例：コア預金）現状における開示は、かえって市場の誤解・混乱をまねく恐れがある。

さらに、一般投資家にとっての効果は既存の財務報告から類推できる水準を大きく上回らない一方で、金融機関にとっては報告の労力等のデメリットだけ増えることになり、コスト・ベネフィットの観点からも慎重な検討が必要と考える。少なくとも、監督当局が主導して開示事項を決めるのではなく、各銀行が市場との対話の中で適切な開示を進めていくべきものと考えている。

原則 14：監督当局の役割

監督当局は、銀行の総合的な流動性リスク管理の枠組みと流動性ポジションを定期的に総合評価し、個々の銀行が金融システム内で果たす役割に照らして、流動性ストレスに対する強靱性が十分なレベルに達しているか否かを判断すべきである。

○ 流動性ストレスに対する保険としての十分な水準の流動性保持

パラグラフ 130 の「*b) 流動性ストレスに対する保険として十分な水準の流動性を保持すること、を求めるべきである。*」において、銀行にストレス時の流動性確保を求めているが、ストレス時の前提として、監督当局・中央銀行による最低限の市場機能を維持するための手段・役割が明確化されるべきである。

例えば、健全な銀行の安全な資産についてもストレス時の資金化が否定されれば、各行がそれぞれ流動性ギャップの最大値まで流動性を準備することとなるうえ、また、中央銀行による非常時における流動性供給の程度が明示されない場合には、銀行の流動性リスク管理が極めて非合理的になってしまう懸念がある。

○ 金融システムをリスクに晒す度合いが最も大きい銀行

パラグラフ 131 の「監督当局は、金融システムをリスクに晒す度合いが最も大きい銀行 (banks that pose the largest risks to the financial system) をより注意深くモニターし、そうした銀行に対しては高い基準の流動性リスク管理を求めべきである」の下線部の趣旨を確認したい。

「金融システムをリスクに晒す度合いが最も大きい銀行」とは、各行の規模、ビジネスモデル、資金逼迫度合い等を総合的に勘案のうえ、判断して決められるものと理解してよいか確認したい。

原則 17 : 監督当局の役割

監督当局は、他の監督当局や、中央銀行等の公的主体と国内外を問わずコミュニケーションを図り、流動性リスク管理の監督やオーバーサイトにおける実効的な協力関係を促進するべきである。コミュニケーションは、平時においては定期的に行われ、ストレス時には情報共有の内容や頻度が適切に高められるようにすべきである。

○ 母国・現地当局間における担保の共通化

パラグラフ 143 では、母国・現地当局間の情報共有について記載されている。しかしながら、情報共有にとどまらず、担保の共通化（例：日銀に預け入れている日本国債を利用して、米連邦準備銀行から米ドルを引き出す）等、ストレス時における資金流動性供給の枠組みにおける当局・各国中央銀行間の連携を一層強化していただきたい。

ストレステストを行う際、大きなストレス環境下で全通貨資金流動性を確保する体制を構築するには莫大なコストがかかり、管理上も過度に保守的となる恐れがある。ストレス状況下で当局・中央銀行の連携により通貨間の融通が見込めることは資金流動性管理上極めて有用であると考えるので、実現に向けて検討していただきたい。

以 上